

# 路面下空洞調査業務委託 特記仕様書

## 第一章 総則

本特記仕様書は、甲府市（以下「甲」という。）が実施する「路面下空洞調査業務委託」に適用するものとする。

本業務は、本特記仕様書に定めるもののほか、山梨県県土整備部地質・土質調査業務共通仕様書（令和7年10月一部改定）（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

### 第1条（履行範囲）

本業務の履行範囲は、別途業務委託契約書に定める別紙位置図のとおりとする。

### 第2条（履行期間）

本業務の履行期間は、別途業務委託契約書に定める期間とする。

### 第3条（業務カルテ）

受注者（以下「乙」という。）は、契約時又は変更時において、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注、変更、完了及び訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後10日以内に、変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が到達したときは、その写しを直ちに監督員に提出するものとする。

### 第4条（業務計画書）

受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を提出しなければならない。

なお、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、その理由を明確にしたうえで、その都度、変更業務計画書を監督員に提出しなければならない。

### 第5条（業務の目的）

本業務は、履行対象道路における路面下の空洞調査を行い、現状を把握することにより、異常又は損傷を早期に発見するとともに、対策の要否を判定し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

### 第6条（業務内容）

本業務の内容は、次のとおりとする。

1. 路面下空洞探査車等による現地計測及びデータ解析
2. 異常箇所の補足解析及び調書作成

## 第7条（作業計画）

乙は、本業務を実施するにあたり、あらかじめ監督員と協議のうえ、本業務の目的を十分に把握し、合理的かつ効率的に作業を遂行できるよう、適切な技術者の配置及び使用機材の選定を行わなければならない。

## 第8条（主任技術者）

乙は、「地質・土質調査業務共通仕様書」に規定する主任技術者を配置するものとする。

本業務の主任技術者は、次に示す①及び②の要件を満たす者でなければならない。

① 平成29年度以降に完了した業務において、次に掲げる同種業務又は類似業務の実績を1件以上有する者であること。

「同種業務」 路面下空洞調査業務を実施した実績

「類似業務」 レーダ探査による地中等の調査業務を実施した実績

② 技術士〔総合技術監理部門（選択科目を「建設－土質及び基礎」又は「建設－道路」とするもの）若しくは建設部門（選択科目を「土質及び基礎」又は「道路」とするもの）〕、若しくはRCCM（部門を「土質及び基礎」又は「道路」とするもの）の資格を有する者であること。

なお、契約締結後速やかに、要件を満たす技術者であることを確認できる資料を甲に提出するものとする。

## 第9条（報告の義務）

本業務の実施期間中、乙は業務の進捗状況を随時監督員に報告するものとし、必要に応じて報告書を提出するものとする。

## 第10条（土地の立入）

乙は、他人の占有する土地に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ当該土地の所有者又は占有者の了解を得るとともに、紛争が生じないように十分注意しなければならない。

## 第11条（土地の使用等）

乙は、立木等の伐採又は他人の土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て行うものとする。

## 第12条（損害賠償）

乙は、本業務の履行に伴い、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において処理し、これに要する費用を負担するものとする。

## 第13条（官公庁の手続）

本業務の実施に必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、乙において迅速に処理しなければならない。

## 第14条（疑義）

本特記仕様書に定めのない事項については、共通仕様書に準拠するほか、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### 第 15 条（秘密の保持）

乙は、本業務の履行により知り得た事項及び内容を、甲の承諾なく第三者に漏らしてはならない。

### 第 16 条（契約不適合）

乙は、本業務の完了後であっても、成果品の契約不適合等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに甲が必要と認める修正その他必要な措置を、乙の負担において行うものとする。

### 第 17 条（成果品の帰属）

本業務により得られた成果品は、すべて甲に帰属するものとし、乙は、甲の承認を受けずにこれを複製し、第三者に公表し、又は貸与してはならない。

なお、本業務の実施以前から乙が権利を有するものについてはこの限りでなく、その使用については甲乙協議のうえ定めるものとする。

### 第 18 条（貸与資料）

本業務の遂行に必要な資料は、必要に応じて乙に貸与するものとし、業務完了後は速やかに返却するものとする。

### 第 19 条（成果品の納期及び納入場所）

(1) 納期 業務委託契約書のとおり

成果品は、電子データを含め、納期を厳守して提出すること。

(2) 納入場所 甲府市 まちづくり部 まち整備室 道路河川課

## 第二章 路面下空洞調査

### 第 20 条（調査対象）

本業務において調査する対象路線は、次の路線とする。

大鎌田二川線（甲府市大里町地内外） L=2.3km 2車線

調査延長 L=4.6km

### 第 21 条（現地踏査）

本調査の着手にあたっては、調査対象路線の状況を確認のうえ、車線構成、交通状況その他現地条件を確認し、路面下空洞調査数量報告書を監督員に提出すること。

### 第 22 条（調査・解析）

1. 一般車両の安全かつ円滑な交通を確保しながら、路面下空洞探査車を用いて路上を走行し、路面下の状況をレーダ探査により測定し、レーダデータ及び探査位置情報データを記録するものとする。

2. レーダデータ及び探査位置情報データを解析し、すべての異常信号を検出するとともに、検出した異常信号には、その位置を特定できる標識又は記録を付すものとする。

なお、直ちに陥没の可能性がある信号を検出した場合には、現場の安全確保を図るとともに、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

3. 検出対象とする異常信号の判断基準について、前各号により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

4. 使用する路面下空洞探査車は、次に示す性能を有するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

- (1) 探査方式は、電磁波地中レーダー方式であること。
- (2) 探査深度は、1.5m 程度まで可能であること。
- (3) 40km/h 程度の走行速度で探査が可能であること。
- (4) 探査幅は、一走行当たり 2.0m 程度であること。
- (5) 縦 50cm×横 50cm×厚 10cm 以上の空洞を検知できる能力を有すること。

5. 現場状況により路面下空洞探査車による探査が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

### 第 23 条（調査報告書作成）

調査結果については、取得データ等を取りまとめるうえ報告するものとする。

報告書は、調査方法、調査機器、調査結果、異常箇所調書等、本業務の結果の根拠となる資料を取りまとめたものとし、異常箇所については、開削補修等の対応が可能な精度で位置を報告すること。

### 第 24 条（打合せ協議）

打合せ協議は、着手時、中間時（1 回）及び納品時の計 3 回とし、業務着手時及び成果品納入時には主任技術者が立ち会うものとする。ただし、必要と認められる場合又は監督員から指示があった場合は、協議のうえ追加して実施できるものとする。

また、打合せ記録は乙が作成し、業務打合簿により監督員に提出するものとする。

各打合せ時に、次の書類を提出し、監督員の承諾を得るものとする。

- ① 業務着手時：業務計画書
  - 1) 業務概要
  - 2) 実施方針
  - 3) 工程表
  - 4) 業務組織計画（主任技術者・担当技術者等）
  - 5) 探査機材仕様書（性能基準を満たしていることを証する資料）
  - 6) その他本業務に必要な事項
- ② 中間報告時：レーダ探査結果報告書（異常箇所調書）
- ③ 業務完了時：調査報告書

## 第三章 その他成果品

### 第 25 条（成果品）

本業務の納入成果品は、次のとおりとする。

1. 報告書 1 式
2. 電子データ 1 式
3. その他必要と認められる資料 1 式

成果品は、電子データ及び紙媒体により、次のとおり提出すること。

電子媒体 1 部

紙による報告書 1部

提出する電子データの形式は、監督員と協議のうえ定めるものとする。

また、本業務で得られたデータ（レーダデータ、周辺状況、路面状況映像等）を提出すること。提出データについては、甲において再生又は閲覧可能な形式とし、必要に応じて再生用ソフト又は閲覧方法を併せて提示すること。

#### **第26条（修補）**

乙は、甲が修補の必要があると認めた場合には、甲が定める期限内に修補を行わなければならない。

また、修補完了の確認については、監督員の指示に従うものとする。

#### **第27条（成果に対する品質確保）**

##### 1. 使用機材の性能確保

乙は、使用する機材について、概ね1年以内に実施した性能確認の結果を示す性能検査書を発注者に提出すること。

##### 2. 成果に対する品質確保

甲は、業務完了後2年以内に、天災又は他工事等により現場状況の変化が認められないにもかかわらず道路陥没が発生し、本業務の調査結果との関係を確認する必要があると認めるときは、乙に対し、その原因に関する調査を求めることができる。

乙は、当該調査にあたり、道路陥没の発生状況について現場確認等を行い、本業務の調査結果との因果関係の有無を整理し、報告するものとする。